



## 大衡村の定住補助金が変わります。 大衡村へ転入する若者世帯を応援します！！



村では、定住人口の増加を図り、にぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を目指して、転入してくる若者世帯や新たに三世帯同居をしようとする方に対して、補助金を交付する制度を令和2年4月1日からスタートします。

### おおひらむら若者世帯定住促進補助金

- 村外から転入してくる40歳未満の若者世帯を中心に新築住宅や中古住宅の取得費用の一部を助成します。
- ・補助金額 最大100万円
- ・村内建築業者建築加算 50万円
- ・対象・条件
- ①住宅の取得に1,000万円以上の費用を要した方(土地代除く)
- ②税金等の滞納がないこと。
- ③大衡村に定住の意思があること。
- ※建替えや増改築は対象にはなりません。

### おおひらむら三世帯同居促進補助金

- 新たに三世帯同居等をする方に対して、住宅の建て替えや増改築の費用の一部を助成します。
- ・補助金額 対象経費の5% 最大100万円
- ・村内建築業者建築加算 50万円
- ・対象・条件
- ①三世帯同居等をする住宅の新築及び増改築し500万円以上の費用を要した方(土地代除く)
- ②税金等の滞納がないこと。
- ③大衡村に定住の意思があること。

◆問い合わせ先 都市建設課 ☎341-8515

## 仙台北税務署からのお知らせ ◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

### 令和元年分所得税等の確定申告について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限等が延長になりました。

#### ○申告期限・納付期限

所得税 3月16日(月) ⇒ 4月16日(木)  
消費税 3月31日(火) ⇒ 4月16日(木)  
贈与税 3月16日(月) ⇒ 4月16日(木)

なお、申告期限延長に伴い、所得税及び消費税の振替納税を利用されている方の振替日も延長となります。振替日は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

#### ○申告書作成会場

4月16日(木)まで開設しています。詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。

### 4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です。

未成年者(20歳未満の者)の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

国税庁では、酒類業者に対して、未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、各業界団体に対し、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

※2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

## 大衡村ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業のご案内

在宅の1人暮らしの高齢の方や重度身体障害者の方などに対し、家庭用緊急通報機器を貸出しております。

- ◆対象者 村内に居住しており次のいずれかに該当する方
  - ・在宅の65歳以上の1人暮らしの方
  - ・在宅の1人暮らしで、重度身体障害などがある方
- ◆内容 固定電話の回線に装置を設置し、緊急・相談ボタンを押すことで「あんしんセンター」につながり、24時間365日、専門のスタッフによる次のサービスが受けられます。
  - ①緊急通報 あんしんセンターに通報が入り、必要と判断すれば救急隊の出動要請や事前にご登録いただいた協力員へ状況確認の依頼などを行います。
  - ②相談・連絡 健康、介護、心配事などの相談がいつでもできます。
  - ③お伺い電話 月1回あんしんセンターから利用者へ連絡し、健康状態などの確認をします。  
※利用料金等はありません。
- ◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253



## 高齢者等肺炎球菌ワクチン接種について

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成対象となる方に、4月上旬に「肺炎球菌ワクチン接種予診票(濃い紫色)」を送付します。次の年齢の方のうち、過去に一度も接種を受けたことのない方が助成対象となります。

65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの方
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの方
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれの方
60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方	

- ◆接種期間 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)
- ◆接種医療機関 村予防接種委託医療機関
- ◆接種費用 自己負担4,000円  
(接種費用のうち自己負担額を除いた費用を村が助成します。)
- ◆接種方法 村予防接種委託医療機関に電話予約のうえ接種してください。
- ◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

